

平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令
第一号 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則

(平成三十年法律第六十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条)
第二章 特定船舶の再資源化解体の許可(第二条)
第三章 特定船舶の再資源化解体の実施(第三条)
第四章 監督(第十六条・第十七条)
第五章 雜則(第十八条・第十九条)
附則 第一章 総則

(用語) 第二章 特定船舶の再資源化解体の許可
(再資源化解体の許可の申請)

第一条 法第十一条第一項の許可(法第十一条第一項の更新を含む)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第一号様式による申請書に当該申請者が法第十一条第四項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 特定船舶再資源化解体施設(保管の場所を含む。以下同じ。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該特定船舶再資源化解体施設の付近の見取図
二 申請者が前号に掲げる特定船舶再資源化解体施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
三 事業計画書
四 収支見積書
五 申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害に

より認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限りある。)

六 申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

七 申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限りある。)

八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(これらの者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限りある。)

九 申請者が船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令(平成三十一年政令第十一号。以下「令」という。)第一条第一項における法律の規定する使用者がある場合においては、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該使用者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができる。ただし、法第十一号第二項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く)に限り)を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、法第十一号第二項第一項の更新の申請の場合においては、この限りでない。

十 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限りする。)

十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限りする。)

2 主務大臣は、申請者が法第十一条第一項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十四条の五第一項の規定による許可(当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第九条の二第六項(同令第十条の二第二項、第十条の二十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第十条の四第五項(同令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により別に受けた許可を除く)に限り)を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、法第十一号第二項第一項の更新の申請の場合においては、この限りでない。

十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その者の氏名及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無

十二 申請者が個人である場合において、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十三 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十四 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十五 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十六 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十七 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十八 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十九 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十二 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十三 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十四 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十五 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十六 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十七 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十八 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十九 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

三十 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

三十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

五 申請者が法人である場合においては、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号)の利用等に関する法律(平成二十年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)及びその役員の精神の機能の障害の有無

六 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無

七 申請者が個人である場合において、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

八 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

九 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十二 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十三 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十四 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十五 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十六 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十七 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十八 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

十九 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十 申請者が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

二十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、令第一号第一項に規定する使用者があるときは、その法定代理人の精神の機能の障害の有無

(8) 災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項	(7) 災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項	(6) 災害が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでの応急措置	(5) 防災体制が確立されるまでの応急措置に関する事項	(4) 特定船舶の再資源化解体施設の近隣住民に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項	(3) 災害が発生した場合における災害対策に関する事項	(2) 特定船舶の再資源化解体に従事する者を対象とした定期的な訓練の実施に関する事項	(1) 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項	ロ 口 災害管理に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	二 船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
---------------------------------	---------------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------	--	---------------------------	------------------------------------	--	--	---	---

第六条 法第十一条第四項第二号ト（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定船舶の再資源化解体を適正に行うに当たつて必要な認定の結果、申請書に、承認者が法第十四条第二号イから六号までのいずれにも該	三 有害物質等情報に関する事項
ト 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。
イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。
ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
ハ 訓練に関して、次の事項を記載した訓練計画等を定めていること。	ハ 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。
イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。
ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
ハ 訓練計画等を定めていること。	ハ 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。
二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。
イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。
ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
ハ 訓練計画等を定めていること。	ハ 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。
二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
(変更の許可の申請等)

当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び被承継者に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

二 合併後存続する法人又は合併により設立された法人に係る第二条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」と読み替えるものとする）

二 特定船舶の再資源化解体業者は、法第十一条第二項第一項の変更しようとするときは、第三号様式による申請書に、第二条第五号又は第六号又は第六号に掲げる事項の変更の許可をしたときは、再資源化解体業者に対し、その許可を受けなければならない。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練を定期的に実施すること。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練は、訓練を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこと。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な体制が整備されていること。

二 特定船舶の再資源化解体を行つ体制が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

（ふりがな） 氏名	登録番号	住所
被扶養の配偶者の登録番号と被扶養の配偶者の氏名を記入する場合は、被扶養の配偶者に該当する欄に記入する。		
（ふりがな） 氏名	登録番号	被扶養の配偶者の氏名又は 登録番号
（ふりがな） 氏名	登録番号	被扶養の配偶者の氏名又は 登録番号
被扶養の配偶者の登録番号と被扶養の配偶者の氏名を記入する場合は、被扶養の配偶者に該当する欄に記入する。		

参考

- 会社の構成、更にその場合に加入する人。
- 会社の資本額、並にその額に占める各人の出資の割合。(物販定期外貨券等の出資割合は、株式の出資割合と同一である。)
- 「定期定額貯蓄金積み立て契約」の概要について、その記載代りで、当該定期定額貯蓄金積み立て契約をなすに際する手続等を記述することができる。
- 「定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約」の概要について、その記載代りで、当該定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約をなすに際する手續等を記述することができる。
- 「定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約」の概要について、その記載代りで、当該定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約をなすに際する手續等を記述することができる。
- 「投信の式による成り立った定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約の概要」については、その記載代りで、当該投信の式による成り立った定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約をなすに際する手續等を記述することができる。
- 「投信の式及び預貯金の式のそれぞれの式の名前又は名称及び各自並に精緻の機械的運営の要領を記述するもの」については、その記載代りで、当該投信の式及び預貯金の式のそれぞれの式の名前又は名称及び各自並に精緻の機械的運営の要領を記述するものとすることとし記載することができる。
- 「この様式の例によつて作成した定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約、その式を付けること。
- 「定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約」の日本語訳文。
- 「定期定期外貨券貯蓄金積み立て契約」の英語訳文。
- 「長文を略す場合の略す方法」の記載。
- 「要するに必ず個人が申すものとする」こと。

第十二條（請求の範囲）							
被請求人の財産を回復するためのものとし、その額は							
<table border="1"> <tr> <td>請求額</td> <td>元本</td> </tr> <tr> <td>利息</td> <td>元利</td> </tr> <tr> <td>訴訟費用</td> <td>訴訟費用</td> </tr> </table>		請求額	元本	利息	元利	訴訟費用	訴訟費用
請求額	元本						
利息	元利						
訴訟費用	訴訟費用						
元本の支拂いの期日は							
利息の支拂いの期日は							
訴訟費用の支拂いの期日は							
被請求人の財産を回復するためのものとし、その額は							
<table border="1"> <tr> <td>請求額</td> <td>元本</td> </tr> <tr> <td>利息</td> <td>元利</td> </tr> <tr> <td>訴訟費用</td> <td>訴訟費用</td> </tr> </table>		請求額	元本	利息	元利	訴訟費用	訴訟費用
請求額	元本						
利息	元利						
訴訟費用	訴訟費用						
元本の支拂いの期日は							
利息の支拂いの期日は							
訴訟費用の支拂いの期日は							

第三号様式（第七条関係）

第一号様式（第三条関係）

第四号様式（第七条関係）	特定船舶の再資源化媒体に係る変更届出書（氏名等、軽微な変更）
許可番号	
許可年月日	

主 務 大 区

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が署するものとす。
3 該当変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

第九号様式(第九号関係)									
内規化済体字の許可の大抵当書出									
<table border="1"> <tr> <td>内規化済</td> <td>内規化済</td> </tr> <tr> <td>内規化済</td> <td>内規化済</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年月日</td> </tr> </table>		内規化済	内規化済	内規化済	内規化済	年月日		年月日	
内規化済	内規化済								
内規化済	内規化済								
年月日									
年月日									
主 席 大 佐 殿									
<p>(第何番号) 住所 氏名 (他人にあっては、名物及(別表の氏名) 同 姓 名 等 等)</p>									
船舶の内規化済体の適正実施に関する法律第14条の規定により、届け出ます。									
許可を受取る年月日	年 月 日								
第14条のうち該当する号	一 □ 二 □ 三 □ 四 □								
内規化済の提出の場合は、實に() 其を他の内規化済の場合は、() 其を他の内規化済の場合は、()									
内規化済の提出の場合は、實に() 其を他の内規化済の場合は、()									

第九号様式（第十一條関係）

第九号様式（第十一条関係）
再資源化整体計画の変更申請書

年 月 日

主務大臣 様
(郵便番号) 〒
姓 名
(法人にあっては、名前及び代表者の氏名) 同
電 話 番 号

船舶の荷役場を船体の適正な状態に整らる法律第16条第1項又は第25条第1項の規定に基づき、再資源化整体計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)
1. 申請の大本丸は、日本海賃規格A4以下のこと。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が直筆するものとします。

第十号様式（第十二条関係）

第十号様式（第十一条関係）

再資源化整体計画変更 届け出 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名)	
船舶の荷役場を船体の適正な状態に整らる法律第16条第1項又は第25条第1項の規定を受けた再資源化整体計画であること。	
国土交通大臣 様	同
厚生労働大臣 様	同
農林水産省審査長 様	同
署 大 区 様	
年 月 日	

備考 1. 申請の大本丸は、日本海賃規格A4以下のこと。
2. 法第16条第1項又は第25条第1項の承認を受けた再資源化整体計画の写しを添付
下さい。

第十一号様式（第十四条関係）

再資源化整体計画変更 届け出 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名)	
船舶の荷役場を船体の適正な状態に整らる法律第16条第1項又は第25条第1項の規定を受けた再資源化整体計画であること。	
国土交通大臣 様	同
厚生労働大臣 様	同
農林水産省審査長 様	同
署 大 区 様	
年 月 日	

備考 1. 申請の大本丸は、日本海賃規格A4以下のこと。
2. 法第16条第1項又は第25条第1項の承認を受けた再資源化整体計画の写しを添付
下さい。

第十二号様式（第十五条関係）

再資源化整体計画変更 届け出 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名)	
船舶の荷役場を船体の適正な状態に整らる法律第16条第1項又は第25条第1項の規定を受けた再資源化整体計画であること。	
国土交通大臣 様	同
厚生労働大臣 様	同
農林水産省審査長 様	同
署 大 区 様	
年 月 日	

備考 1. 申請の大本丸は、日本海賃規格A4以下のこと。
2. 法第16条第1項又は第25条第1項の承認を受けた再資源化整体計画の写しを添付
下さい。

再資源化整体計画変更 届け出 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名)	
船舶の荷役場を船体の適正な状態に整らる法律第16条第1項又は第25条第1項の規定を受けた再資源化整体計画であること。	
国土交通大臣 様	同
厚生労働大臣 様	同
農林水産省審査長 様	同
署 大 区 様	
年 月 日	

備考 1. 申請の大本丸は、日本海賃規格A4以下のこと。
2. 法第16条第1項又は第25条第1項の承認を受けた再資源化整体計画の写しを添付
下さい。

第十五号様式（第十八条関係）

第十六号様式（第十六条関係）
手数料納付書

年 月 日

主務大臣 様
(郵便番号) 〒
姓 名
(法人にあっては、名前及び代表者の氏名) 同
電 話 番 号

下記の申請について手数料を納付します。

記

1 申請事項

2 全額

3 確 考

料 入
金 額

(注) 1. 用紙の大きさは、日本海賃規格A4要とすること。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が直筆するものとします。